

日本国憲法の前文の一部（要約）

日本国民は、わたしたちと子孫のために、世界の
人々と仲よく協力し合い、自由のもたらす恵み^{めぐみ}を国土
の全体にわたって確かなものにし、政府の手によって
再び戦争の災い^{わざわ}がおこることのないように決意し、主
権が国民にあることを宣言^{せんげん}して、この憲法を定める。